令和８年度　城陽市立寺田南小学校いじめ防止基本方針

１　はじめに

「いじめ防止対策推進法」では、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とある。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的　に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うもの」である。

また、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係な児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「城陽市立寺田南小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の５つのポイントをあげる。

(1)　いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
(2)　児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
(3)　いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
(4)　いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門家と協力をして、解決にあたる。
(5)　学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

２　いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうるものであり、どの子どもも加害者にも被害者にもなり得るものである。しかし、「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識を全校で共通確認し、全ての教育活動をとおして「いじめの未然防止」を目指した取組を推進する。

(1)　いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

ア　「人権教育」の取組

各クラス人権目標を設定し、関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高める。

イ　日常の取組

やさしい言葉づかいやあいさつなどの生活面、基本的な学習規律面において全職員で共通理解し、共通指導を行う。

ウ　家庭や地域と連携の取組

学校公開や授業参観において積極的に道徳や人権学習の授業を公開し、家庭や地域と連携を図り、心の教育の効果を高める。

エ　「情報モラル教育」の取組

情報モラル教育を進めるとともに、保護者や地域に対する啓発活動を進める。

(2)　児童一人一人の主体性を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア　自ら考える力を育てる。

①学習計画を意識し、振り返りの質を高める授業を推進する。

②予習、復習に繋がる自主学習、興味関心を深める自主学習を推進

③よりよい学校生活を送るために、話し合い活動を充実させる。

④特別支援教育支援員との連携、活用を推進し、支援を必要とする児童への支援を強化する。

イ　なかまを大切にする力を育てる

①「正しい物の見方・考え方や行動の仕方」及び「人権尊重を基本とした考え方」を身に付けさる学級経営を推進する。

②考えたことを伝えたり､友だちの考えを聞いたりしながら考えを深める児童を育成する。

③互いの多様さを認め、自分で考え相手の立場や気持ちに寄り添った行動ができる児童を育てる。

ウ　粘り強くやり抜く力を育てる。

①一人一人が自信と責任を持って最後までやり抜く力を育てる。

②「学びに向かう力」について学び、自己調整し、粘り強くやり抜く児童の育成に活かす。

３　いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われるなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われるものである。このことから、日頃から児童との信頼関係を構築し、児童が示す変化や発信するサインを見逃さないよう「いじめの早期発見」に努める。

(1)　いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア　「いじめはどの学校でも，どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

イ　おかしいと感じた児童がいる場合には学年や生徒指導部会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

ウ　様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ　「学校生活に関するアンケート」及びそれをもとにした児童と担任との「お話ウイーク」を年２回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(2)　いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア　いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長主導の下、全ての教員が対応を協議し的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ　情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ　傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

エ　学校内だけでなく関係機関や専門家と協力をして解決にあたる。

オ　いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

４　いじめに対する取組（指導マニュアル）

いじめの事実が確認された（疑いも含む）場合、学校として速やかに情報を共有し、対応について検討する。その際には、被害児童の安全を確保し、加害児童に対しては教育的配慮の下、適切に指導にあたる。これらの対応については、教職員が以下に示す対応方法を共通理解した上で、組織的に対応する。

(1)　いじめ発生時の対応マニュアル（別紙）

(2)　家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア　いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ　学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

５　いじめの防止等に対する組織体制

いじめの防止等に対する取組については、校内の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、その推進にあたり、学校全体で組織的に対応する。

(1)　学校内の組織

ア　「生徒指導部会」

月１回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

イ　「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導部長、教育相談担当、養護教諭、当該学年代表、当該学級担任、スクールカウンセラー等によるいじめ防止対策委員会を設置する。また、必要に応じて委員会を開催する。

(2)　家庭や地域、関係機関と連携した組織

重大事案が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に「いじめ防止対策委員会」が主体となり支援体制をつくり、対処する。また、状況によっては「（緊急）児童の課題に関わる関係者会議」を開催し敏速な対応を行う。「（緊急）児童の課題に関わる関係者会議」参加メンバーは以下の通りである。

・校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、スクールカウンセラー、関係者・関係機関（ＰＴＡ会長、城陽警察署、主任児童委員、児童相談所等、必要に応じて）

６　重大事態への対処

重大事案が発生した場合は、直ちに城陽市教育委員会へ報告し、調査・指導等についての方針を協議する。学校としては、「（緊急）児童の課題に関わる関係者会議」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、的確な情報収集を行い、事実関係を明確にする。対処については、基本的には前記４に準ずるが、以下の点についても確認する。

(1)　学校で行う調査の状況（方法や結果等）については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

(2)　調査及び指導の経過や結果を城陽市教育委員会に報告し、以後の指導について協議する。

(3)　同様の事態の再発防止に向けた取組を進める。

7　その他

(1)　地域・家庭との連携の推進

ア　本校ＰＴＡ及び青少健寺田南校区会議との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。

イ　学校のいじめ防止に関する基本方針等をホームページ等で発信する。

(2)　関係機関との連携の推進

ア　警察、児童相談所、民生児童委員等と適切な連携を図る。